

西郷村野菜等生産振興対策事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 村は、野菜及び果樹並びに花卉（以下「野菜等」という。）の生産振興を図るために、野菜等の生産及び販売をする者が、野菜等の生産の振興に資するため、農業機械、農業用施設及び農業用資材の購入を行う場合に、その購入費の一部を助成する。その交付については、西郷村補助金等の交付等に関する規則（（昭和49年西郷村規則第13号）以下「規則」という。）、西郷村農林水産振興事業補助金交付要綱（平成14年西郷村告示第20号）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 村内に住所、または農地等を有し、農業経営改善計画または青年等就農計画の認定を受けている者。
- (2) 村内に住所、または本店の所在を有し、野菜等の生産、加工および販売をしている個人および法人のうち、生産、加工および販売を拡大する計画を有する者、または村の農産物を活用した特産品（以下「6次化商品」という。）の開発販売する計画を有する者。
- (3) 事業実施年度以降に、野菜等の生産、加工および販売をする計画を有し、その計画の実行が確実に認められる者。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、次に掲げる機械・施設・資材及び開発費とする。ただし、現有機械の更新は対象外とする。

- (1) 野菜等の生産、加工および販売に資する農業用機械および設備
- (2) 野菜等の生産、加工および販売に資する農業用パイプハウス（設置費用および付帯設備を含む）
- (3) 野菜等の生産に資する農業用資材のうち別表に掲げる資材
- (4) 6次化商品開発費

(補助の対象となる経費)

第4条 補助の対象となる機械・施設は、購入金額150千円以上とする。

- 2 補助の対象となる資材は、購入金額50千円以上とする。
- 3 補助の対象となる開発費は、費用の50千円以上とする。
- 4 当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成金対象経費に含まれる消費税及

び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には事業費から減額する。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

（補助額）

第5条 第3条第1号に係る補助額は補助対象事業費の3分の1以内とする。ただし、助成限度額を300千円とする。

2 第3条第2号に係る補助額は補助対象事業費の5分の2以内とする。ただし、助成限度額を500千円とする。

3 第3条第3号および第4号に係る補助額は定額で100千円とする。ただし、対象事業費が100千円に満たない場合は、その対象事業費の額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

4 上記いずれかの助成を受けた者は、当該年度において重複して助成を受けることはできないこととする。

（申請）

第6条 交付対象者は事業実施計画書（様式1）を作成し、規則第4条に定める申請書とあわせて村長に提出しなければならない。

（事業の評価）

第7条 交付対象者は、事業実施の翌年度の3月31日までに、野菜等の出荷・販売状況について生産状況報告書（様式2）を作成し、村長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。